

令和6年度 要請訪問について

島根県教育センター

1 要請訪問とは

要請訪問は、各種団体、教育研究団体、学校等の研修会・研究会等の指導・助言に、教育センターや教育庁各課・室の指導主事が要請を受けて出向くものです。研究授業や協議の後に指導・助言を行う場合等、学校の実態や課題に対応するものが要請訪問の対象となります。それに対し出前講座は、1つの資料によって、どの対象にも同じ内容で実施するものです。

要請訪問には集中型（1回のみ）と継続型（例えば指導案審議から授業研究までの複数回）の2つのタイプがあります。

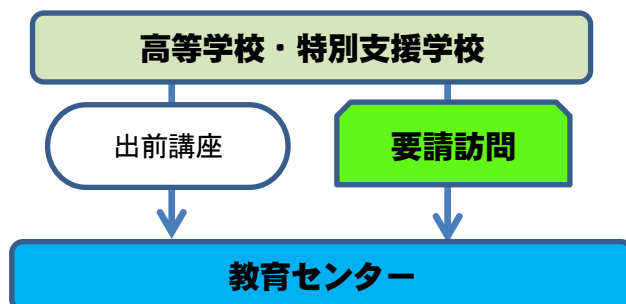
2 対 象

公立高等学校・特別支援学校、各種団体、教育研究団体等

- ・校内研修（職員研修会、学年会、教科会等）
- ・各種団体（校長会、教頭会等）
- ・教育研究団体（高教連等）



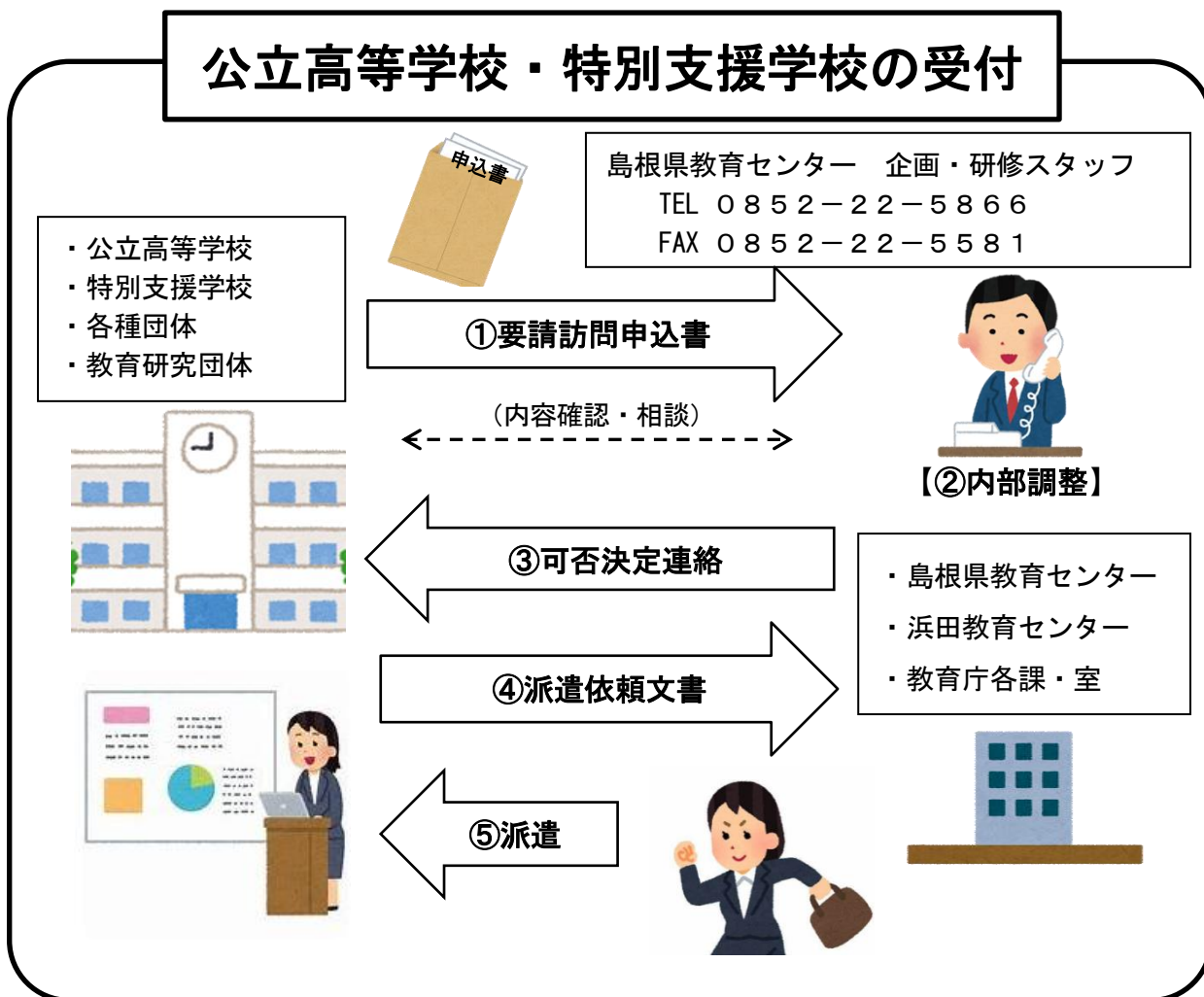
3 申込受付先



4 出前講座と要請訪問のちがい

	出前講座	要請訪問
対 象	公立小・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校、各種団体、教育研究団体、市町村教育委員会 ※原則として教職員主体の研修会等を対象とし、保護者、児童・生徒主体のものは除く	公立高等学校・特別支援学校、各種団体、教育研究団体等 ※原則として教職員主体の研修会等を対象とし、保護者、児童・生徒主体のものは除く
内 容	予めテーマ設定した内容 (配付する「出前講座一覧」から選択)	学校の実態や課題に応じた内容 (研修会・研究会等の指導・助言等)
実施時期	原則6月下旬～2月下旬	特になし
申込方法	一次募集：4月中旬～5月15日 二次募集：8月下旬～9月下旬 教育センターのHPから申込	教育センターへ要請訪問申込書を提出
実施回数	原則2講座まで	集中型（1回のみ）と継続型（複数回）

5 公立高等学校・特別支援学校の受付



6 申込方法

- ・要請訪問申込書を提出（FAX 可）してください。申込書は島根県教育センターHPからダウンロードできます。
- ・調整後、可否決定の連絡をします。
- ・決定後、派遣元の所属長及び派遣者宛に派遣依頼文書を送ってください。



7 受付窓口

島根県教育センター 企画・研修スタッフ 要請訪問担当者

〒690-0873 松江市内中原町 255-1 TEL (0852) 22-5866 FAX (0852) 22-5581

8 その他

- ・要請訪問に関わる旅費・謝金は原則として不要です。教材費等がかかる場合は相談に応じます。ただし、外部会場を利用する場合、会場費は依頼元の負担となります。
- ・学校などの場合、学校の研修計画全体での位置づけを明確にしてください。

